

令和 2 年第 6 回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和 2 年 6 月 2 5 日)

召集年月日 令和2年6月25日（月）

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 令和2年6月25日 午後4時00分

閉会 令和2年6月25日 午後4時25分

出席委員（14名）

1番 松井厚雄 2番 渡邊典子 3番 松尾 豊
4番 桑田一広 5番 塩野鐘吉 6番 菅原節夫
7番 松宮重信（職務代理） 8番 古池洋子 9番 岩崎誠一
10番 早川和夫（会長） 11番 谷口浅雄 12番 細川正博
13番 瀧下光生 14番 田中久博

欠席委員（0名）

出席事務局

局長 奥 治房 次長 小西 守 書記 藤原昭洋
早川与志樹

提出議案

議案第14号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び
賃借権設定許可申請審議について

報告第2号 事業計画書（転用許可不要案件）について

局長 皆様ご苦労様です。ただ今から、令和2年第6回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております1議案と報告1件を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしく願いいたします。

会長 本日は、令和2年第6回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開会]
議長

それではただ今から議事に入ります。

本日は委員全員出席でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]

議長 日程1 会議録署名委員の指名についてであります、恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは、2番 渡邊委員さんと5番 塩野委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議長 日程2 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議についてを議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長
議案第14号は、〇〇の〇〇〇〇氏の農地を〇〇の〇〇〇〇氏が賃借権を設定し住宅を建設するために転用するものであります。
詳細は、事務局書記に説明させます。

書記 はい、議長
(議案第14号資料説明)
この申請につきましては、平成30年12月4日に転用許可が出されておりますが、住宅建設計画の変更により、追加で転用申請するものでございます。具体的には侵入道路の幅員を3メートルから4メートルに変更することと、家の裏手の畑への進入路を追加する内容となっております。

借受け人の〇〇〇〇氏は、結婚し、子どもも生まれたことから両親たちと居住する家が手狭になってきたとのことで、父の所有する当該農地に妻と子供とで住む住宅を建てたいとのことです。

当該農地は道に接する側が住宅を建築しづらい形状をしていることから、通路を設けて道路から15メートルほど奥の部分に住居を建設するとのことです。

申請地は、300m以内に若狭本郷駅があることから、市街地の区域内にある農地として第3種農地に該当します。よって転用可能と判断します。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

岩崎委員 はい、議長
本案につきましては22日に松尾委員と現地を確認いたしました。申請地に隣接する農地との間にはL型擁壁が設置されており、隣接農地に影響はないと考えられます。その他に隣接農地もなく、第3種農地に区分されることから転用は問題ないものと判断しました。

議 長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告が
ございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

早川委員 平成30年12月に許可が出た部分の工事の進み具合は
どうですか。

書 記 まだ着手されていない状況です。

早川委員 今後の計画は聞いていますか。

書 記 許可があり次第着工し、令和3年3月31日に完了予定
と聞いています。

議 長 他にご意見、ご質問がないようですが、ご異議はござい
ませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第14号 農
地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借
権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付し
て県へ進達するものと決定します。

[日程 3]

議 長 日程3 報告第2号 事業計画書について を議題とし
ます。
事務局から説明致します。

局 長 はい、議長
報告第2号は、〇〇〇〇〇の申請地に〇〇〇〇が〇〇〇
〇を建設するものです。こちらは農地転用許可を要しない
転用報告となります。
詳細は書記に説明させます。

書 記 はい、議長
(報告第2号資料説明)
報告第2号は、農地法第5条のただし書きで定める転用
許可不要案件に該当し、具体的には、農地法第5条第1項

第5号「土地収用法その他の法律によって農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合」にあたり、土地収用法では第3条第1項第19号「市町村が消防法によって設置する消防の用に供する施設」にあたるものであります。よって、農地転用の制限の例外となり、許可不要案件となります。

議長 それでは、ご意見・ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。

その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

次長 ・次回開催日報告

議長 それではこれで、令和2年第6回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。